

覚書

排出事業者 _____ (以下「甲」という)と、
収集運搬業者 _____ (以下「乙」という)及び
処分業者 株式会社ギプロ(以下「丙」という)は、甲と丙が _____ 年 _____ 月 _____ 日に締結した
現場名 _____ の建設廃棄物処理委託契約書(以下「契約書」という)に基づ
く処理料金の支払方法について、以下のとおり合意した。

(処理料金の支払方法)

- 第1条 甲、乙及び丙は、契約書第2条にかかわらず、丙が甲に対して有する処理料金債権の回収を乙が代行することに合意した。
- 乙は、甲乙間で別に定めた収集運搬料金と、前項により丙が乙に回収委託した処理料金を合計した金額を甲に請求するものとし、甲は、乙に対しこれを支払う。その際、乙は甲に対し手数料等、契約書に定められたもの以外何ら請求しないものとする。
 - 甲は、産業廃棄物管理票により、丙の施設への運搬終了及び処分終了を確認した後でなければ、乙へ処理料金を払ってはならない。
 - 乙は、甲より処理料金の支払いを受けたときは、これを確実に丙に対して支払うものとする。
 - 丙は、乙が支払停止、支払不能の状態に陥り又は破産、特別清算、会社更生若しくは民事再生の手続開始の申立があったときは、乙に何らの催告を要せず乙に対する処理料金の回収代行の委託を解除し、甲から直接当該料金を回収できるものとする。
 - 丙は、前項により回収代行の委託を解除したときは、甲に対しこの旨を通知し、甲は通知受領後、処理料金を丙に対し直接支払うものとする。

(甲の免責)

- 第2条 前条 第六項において乙からの通知前の所定支払期日に、既に甲が乙に対して処理料金等を全額支払ったときは、丙に対する甲の支払債務は履行されたものとみなすこととする。この場合において、乙が丙に対して処理料金の支払いをしない場合でも、丙は甲に対しこれを請求しないものとする。

(その他)

- 第3条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

本覚書の成立を証するために、本覚書 1 通を作成し、甲、乙及び丙の署名(記名)、押印のうえ甲が本書を、乙及び丙が写しを保管する。

年 月 日

甲(排出事業者)

印

乙(収集運搬事業者)

印

丙(処分事業者)

埼玉県八潮市新町32番地

株式会社 ギプロ

代表取締役社長 大島 健嗣

印